

障害者（児）のための
福祉の手引き



障 害 福 祉 課

(令和7年4月改訂)

目 次

1	手帳の手続きについて	P. 3
2	相談窓口の紹介について	P. 5
3	補装具について	P. 8
4	日常生活用具について	P. 10
5	障害福祉サービスについて	P. 22
6	その他の障害福祉サービスについて	P. 25
7	医療費の助成について	P. 27
8	社会生活の充実について	P. 28
9	税の減免について	P. 33
10	その他の割引について	P. 36
11	各種給付金等について	P. 40
12	資料	P. 41

1 手帳の手続きについて

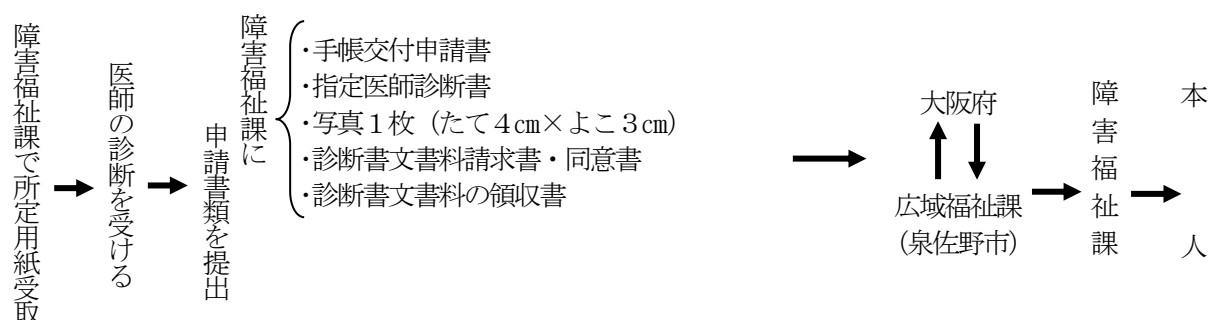
1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳には、障害の程度により1級から6級までの区別があります。(肢体不自由者は、7級に該当する障害が2つ以上重複するときには、6級になります。)

また、手帳を所持することによって各種の制度や施策を活用できます。

(1) 交付について

＜交付申請から手帳取得までの流れ＞



※交付申請書、診断書用紙は窓口にあります。

※指定医師については窓口でおたずねください。

※診断書に係る文書料は市民税非課税世帯の人のみ助成があります。

(2) 再交付等について

必要なもの (※以下で○印のものを持参して申請手続きしてください)				
区 分	再交付申請書	写真	身体障害者手帳	指定医師の診断書
等級変更	○	○	○	○
障害名追加	○	○	○	○
破 損	○	○	○	
紛 失	○	○		
住所氏名の変更*			○	
返 還**			○	

* 市内での住居変更の場合。市外の場合は新しい居住地の福祉事務所で手続き願います。

** 障害者手帳に該当しなくなった、あるいは本人死亡のとき。

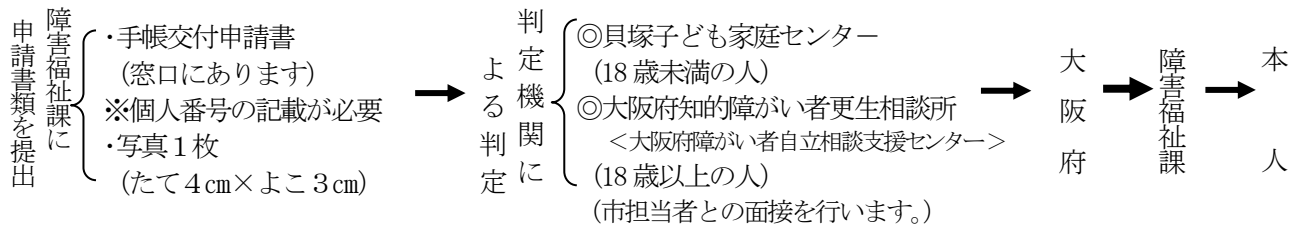
2) 療育手帳

知的障害者（児）と保護者に対する療育の指導や知識の普及、及び福祉サービスを利用するため知的障害者（児）に対して交付しています。

また療育手帳には、障害の程度として重度「A」・中度「B1」・軽度「B2」の区分があります。

(1) 交付について

＜交付申請から手帳取得までの流れ＞



※療育手帳に次回判定年月が記載されますので、その時期までに更新手続きをしてください。

(2) 更新・再交付等

		必要なもの (※以下で○印のものを持参して手続きしてください)	
		写真 (4cm×3cm)	療育手帳
更新	療育手帳に記載の次の判定年月が来る人	○	○
再交付	手帳が破損・紛失された人	○	
	住所・氏名を変更された人*		○
	療育手帳に該当しなくなった あるいは本人死亡のとき (返還)		○

*市内での住居変更の場合。市外の場合は新しい居住地の福祉事務所で手続き願います。

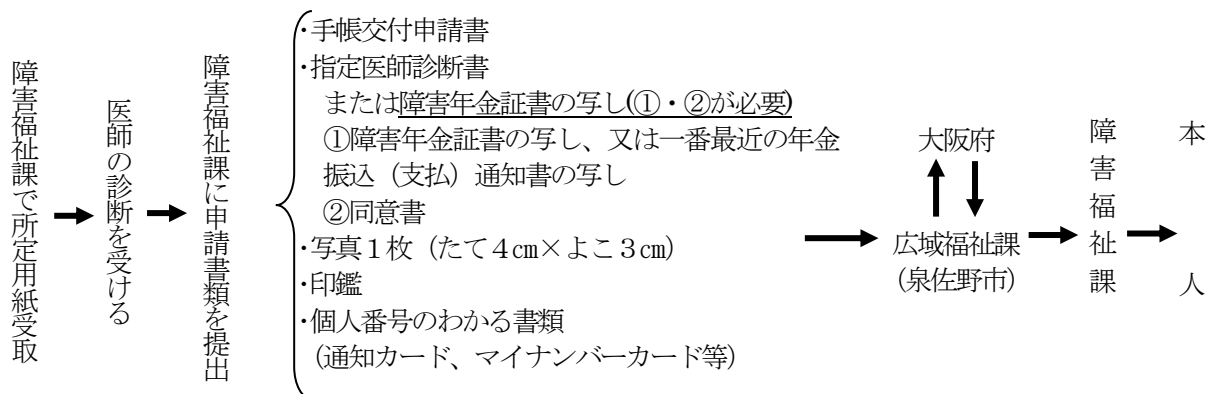
3) 精神障害者保健福祉手帳

初診日から6か月以上を経過して、精神障害のために長期にわたり、日常生活または社会生活に支障のある人が対象となります。

※詳細については、別途パンフレットがありますので、
障害福祉課でお問い合わせください。

(1) 交付について

＜交付申請から手帳取得までの流れ＞



※交付申請書、診断書用紙、同意書は窓口にあります。

※手帳交付の際に次回判定年月が判定されますのでその時期までに更新の手続きをしてください。

2 相談窓口の紹介について

1) 障害に関する（各種施策）申請手続き窓口

機 関 名	内 容	所在地・電話
泉南市福祉保険部		〒590-0592 泉南市樽井 1-1-1
障害福祉課 障害福祉係	各種障害者手帳の交付、補装具や日常生活用具の交付、在宅サービスの利用、障害者医療、特別児童扶養手当など各種相談を行なっています。	TEL 072-483-8252 FAX 072-480-2134
長寿社会推進課 地域支援推進係 高齢福祉係 介護保険係	第1号被保険者（65歳以上の人）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の介護サービスに関する要介護認定申請調査、介護サービス計画に関する相談及び、高齢者福祉サービス等の相談を行なっています。	TEL 072-483-8251 TEL 072-483-8253 TEL 072-483-8254 FAX 072-483-6477
泉南市総合福祉センター （あいぴあ泉南）	身体障害者（老人・母子）福祉センターとしての機能を有し、障害者の自立と社会参加を支援するための各種相談を行なっています。	〒590-0521 泉南市樽井 1-8-47 TEL 072-485-0707 FAX 072-485-0909
泉南市健康子ども部		〒590-0592 泉南市樽井 1-1-1
家庭支援課 子ども給付係	児童扶養手当、未熟児養育医療等に関する相談を行なっています。	TEL 072-483-3472 FAX 072-483-7667
泉南市保健センター （保健推進課）	障害・疾病の予防と早期発見に向け、健康診断や訪問指導、各種健康相談を行なっています。また健康に関する様々な行事や講座を開催しています。	〒590-0504 泉南市信達市場 1584-1 TEL 072-482-7615 FAX 072-485-1621
子ども総合支援センター	子どもを育てる上で気がかりなことや心や身体の成長発達のことなど子どもに関する色々な問題に対して保護者の人と一緒に考え専門的な立場から総合的に支援します。	〒590-0522 泉南市信達牧野 436-1 （旧信達保育所） TEL 072-482-4168 FAX 072-447-4479

機 関 名		内 容	所在地・電話
更生 相 談 所	大阪府障がい者自立 相談支援センター 身体障がい者支援課 (大阪府身体障がい者 更生相談所)	医師、心理判定員、ケースワーカーなどの 専門職員が、判定・指導を行なっています。 利用される人は障害福祉課にお問い合わせ ください。	〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36 TEL 06-6692-5262 FAX 06-6692-5340
	大阪府障がい者自立 相談支援センター 知的障がい者支援課 (大阪府知的障がい者 更生相談所)		〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36 TEL 06-6692-5263 FAX 06-6692-3981
貝 塚 子 ど も 家 庭 セ ン タ ー (令和6年3月1日名称変更)		18歳未満の障害児の問題について、専門的な 分野で総合的な判定を行い、必要な指導や施設 の入所手続きなどを行なっています。	〒597-0072 貝塚市畠中 11-17-2 TEL 072-430-6300 FAX 072-430-6301
大阪府発達障がい者 支 援 セ ン タ ー (アクトおおさか)		発達障がいのある人が、身近な地域で生涯に わたって自分らしく暮らしていけるようなバリア フリーの社会をめざして、発達障がいの理解や 支援方法の普及と、一貫した支援体制の構築のた めの事業を行なっています。	〒540-0026 大阪市中央区内本町 1 -2-13 谷 4 ばんらい ビル 10F A TEL 06-6966-1313 FAX 06-6966-1531
相 談 支 援 事 業 ※詳しくは障害福祉課まで	泉南市 基幹相談支援センター (泉南市障害福祉課内)	地域における障害に関する相談支援の中核的な役 割を担う機関として、障害のある方やその家族、 関係機関からの相談をお受けします。	直通 TEL 072-447-8889 TEL 072-483-8252 FAX 072-480-2134
	せんなんピアセンター (泉南市社会福祉協議会)	福祉サービスの利用援助、施設や福祉用具等の 活用の援助、日常生活で起こる問題解決のための 援助、各種相談機関の紹介など、障害者に関する 相談窓口です。肢体・視覚・聴覚のピアカウンセ リングを行っています。	〒590-0521 泉南市樽井 1-8-47 (あいびあ泉南内) TEL 072-482-0114 FAX 072-482-2117
	せんなん 生活支援相談室	地域での生活を支援するため、身近な地域で療育 指導・相談等を行なったり、その中で必要な在宅 サービスの提供の支援、利用調整を行います。	〒590-0522 泉南市信達牧野 348-2 TEL 072-483-9900 FAX 072-483-9902
	精神障害者等 地域活動支援センター (泉南フレンド)	精神障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提 供等を行なったり、地域で生活する障害者に創作 的活動または生産活動の機会の提供、地域交流活 動を行い、地域生活支援の促進を図ります。	〒590-0522 泉南市信達牧野 977-1 奥ビル 4 F TEL 072-485-1553 FAX 072-485-1553

機 関 名	内 容	所在地・電話
泉 南 市 社 会 福 祉 協 議 会	悩み事や心配事がある人、どこへ相談に行ったらよいかわからない人の相談を受け、問題解決の手助けをしています。金銭管理、日常生活の支援をする日常生活自立支援事業を実施しています。	〒590-0521 泉南市樽井 1-8-47 (あいぴあ泉南内) TEL 072-482-1027 FAX 072-482-1618
身 体 障 害 者 相 談 員 知 的 障 害 者 相 談 員 精 神 障 害 者 相 談 員	市長の委嘱を受けて、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)及びその家族の人々が日常生活を営んでいく上で生じる身近な問題について、相談、助言等を行っています。	※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。
民 生 委 員 児 童 委 員	地域において、福祉事務所、子ども家庭センターなどの関係機関と協力・連携し、相談・指導活動などを行っています。	※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。
ここサポ泉南 (生活困窮者自立支援事業)	生活・仕事・住まい・お金のこと等、不安や心配に、相談支援員が寄り添い、一緒に考え解決のお手伝いをします。	〒590-0521 泉南市樽井 1-2-8 TEL 0120-968-141 TEL 072-447-4422 FAX 072-447-8833
泉 佐 野 保 健 所	母子保健、精神保健、健康診断、結核予防、感染症予防、難病に関する各種相談・指導、特定疾患医療等の公費負担に関する各種手続きを行っています。	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 TEL 072-462-7701 FAX 072-462-5426

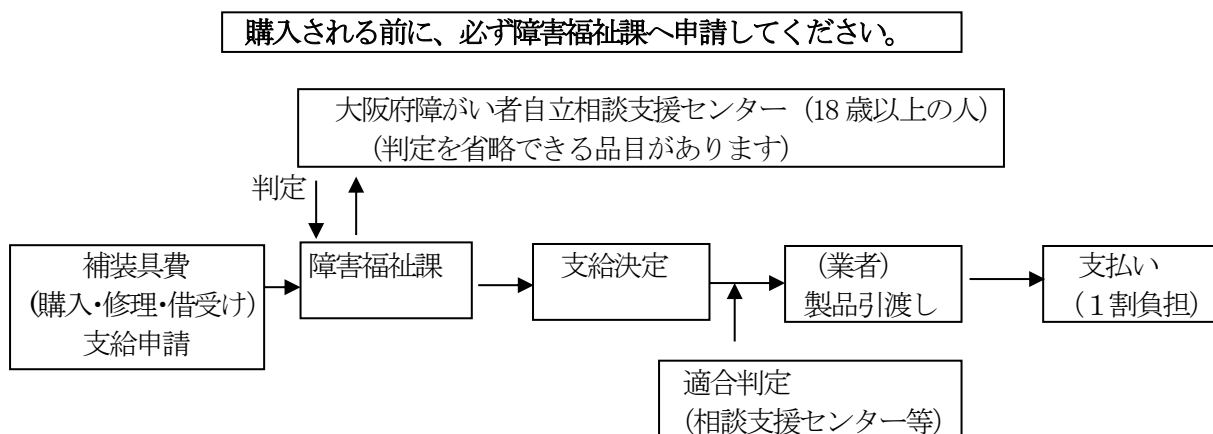
◎障害者の就労に関する相談窓口

泉 佐 野 公 共 職 業 安 定 所 (ハローワーク)	障害者の就職活動を支援します。専門職員を配置してケースワーク方式によるきめ細かい職業相談、就職斡旋就職後の職場適応、指導を行っています。	〒598-0007 泉佐野市上町 2-1-20 TEL 072-463-0565 FAX 072-462-8689
泉州南障がい者就業・生活支援センター (障害者自立支援センターほっぷ)	障害者が地域で働いて、自立した生活をしていくために『働くこと』と『生活すること』を総合的に支援します。	〒598-0062 泉佐野市下瓦屋 222-1 北部市民交流センター本館 TEL 072-463-7867 FAX 072-463-7890
泉南市 地域就労支援センター (泉南市人権協会内)	障害者等、就労困難者に対する就労相談を行っています。	〒590-0521 泉南市樽井 9-16-2 市民交流センター TEL 072-485-1401 FAX 072-485-1405
大 阪 障 害 者 職 業 センター 南 大 阪 支 所	障害者の雇用促進を図るため、障害の種類、程度に応じた職業相談、職業指導及び就職等のアフターケアに至るまでの業務を行っています。(要予約)	〒591-8025 堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所会館 5 F TEL 072-258-7137 FAX 072-258-7139

3 補装具について

1) 補装具費の支給

補装具（失われた身体機能を補完又は代替する用具）を必要とする身体障害者及び障害児に対し、補装具費の支給を行います。



申請手続き

必要なもの

- 補装具費（購入・修理・借受け）支給申請書
- 見積書
- 補装具判定に関する医学的意見書・処方（省略できる品目があります）
- 身体障害者手帳（所持している人）

自己負担

定率1割負担となります。
ただし、所得に応じて一定の負担の上限額があります。（別表）
また、所得が一定以上の場合は、支給の対象とはなりません。（注1）

巡回相談

大阪府障がい者自立相談支援センターが、巡回相談を行っています。
※日程、会場等については、すべて予約制になっていますので希望される人は必ず事前に障害福祉課にご相談下さい。

（別表）

区 分		月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯に属する人	0円
市民税非課税	市民税非課税世帯に属する人	0円
一 般	市民税課税世帯に属する人	37,200円

（注1） 障害者ご本人又は配偶者の市民税所得割の納税額が46万円以上の場合、補装具費の支給対象外となります。

対 象 者	種 類	品 名
肢 体 不 自 由 者	義 肢	義手、義足
	装 具	上肢、体幹、下肢、靴型
	車 い す	普通型、手押型、電動型など
	歩行補助つえ (T字状・棒状の つえは除く)	松葉づえ、カナディアンクラッチなど
	その他	座位保持装置、歩行器
視 覚 障 害 者	眼 鏡	矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡 コンタクトレンズ
	そ の 他	視覚障害者安全つえ、義眼
聴 覚 障 害 者	補 聴 器	高度難聴用、重度難聴用
内 部 障 害 者 (歩行できない人)	車 い す	普通型、手押型、電動型など
重度の両上下肢及び 重度の音声・言語機能障害者		重度障害者用意思伝達装置

2) その他制度による補装具の交付

労働者災害補償保険においても補装具の交付が受けられる場合があります。資格がある人についてはこちらを優先して利用していただきます。また治療用装具の場合は、健康保険を利用することができます。

<問い合わせ先> ● (労災) 大阪労働基準局労災補償課 TEL 06-6949-6507

3) 車いすの貸出

- 対 象 者：老人、障害者等で車いすを必要とする人（介護保険対象者を除く）
- 貸出期間：3ヶ月（更新できます）
- 利 用 料：無料（2週間まで）2週間を超える場合 100円／月

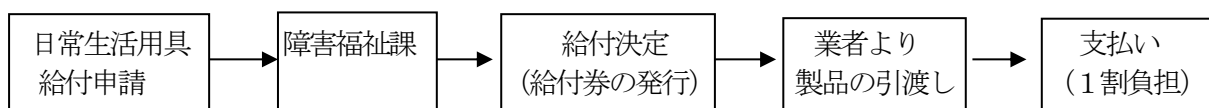
<問い合わせ先> 泉南市社会福祉協議会（あいびあ泉南内：TEL 482-1027）

4 日常生活用具について

1) 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に行われるために、必要に応じて日常生活用具を給付します。

購入される前に、必ず障害福祉課へ申請してください。



申請手続き

対象者

在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）並びに難病患者等が対象となります。
なお、個々の用具の対象範囲は、次頁以降の表のとおりですが、介護保険等他制度との関係で、表の内容に関わらず利用できない品目もありますので、詳しくは、お問い合わせ下さい。

必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳（所持している人）
- 日常生活用具給付意見書（種目、要件により異なりますので問合せください。）
- 見積書
- 市民税課税状況を証する書面（必要となる所得証明の基準日である1月1日現在泉南市民でなかった方）

自己負担

障害者（児）日常生活用具（P. 11～P. 18）については、定率1割負担となります。
（点字図書除く→P. 17 参照）
ただし、所得に応じて一定の負担の上限額があります。（別表）
小児慢性特定疾患児日常生活用具（P. 20）は、収入状況に応じた利用者負担となりますので、負担額についてはお問い合わせ下さい。

（別表）

区 分		月額負担上限額
生活保護世帯	生活保護世帯に属する人	0 円
市民税非課税世帯	市民税非課税世帯に属する人	0 円
市民税課税世帯	市民税課税世帯に属する人	24,000 円

障害者(児)日常生活用具の種目及び性能

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は２級を含む）、及び重度又は最重度の知的障害者（児） ただし、原則として３歳以上の者	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る ただし、原則として３歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要する者 ただし、原則として学齢児以上の者	介護者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児） ただし原則として３歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000 円	4 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・ 訓練支 援用具	訓練いす	下肢又は体幹機能障 害２級以上の身体障 害児で原則３歳以上 の者	原則として付属のテーブルを 付けるものとする	33,100 円	5 年
	訓練用ベッ ド	下肢又は体幹機能障 害２級以上の身体障 害児で原則学齢児以 上の者	腕又は脚の訓練等ができる器 具を備えたもの	159,200 円	8 年
自立生 活支援 用具	入浴補助用 具	下肢又は体幹機能に 障害を有する身体障 害者（児）入浴に介助 を必要とする者 ただし、原則として ３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助でき、身 体障害者（児）又は介護者が容 易に使用し得るもの ただし、設置に当たり住宅改 修を伴うものを除く	90,000 円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障 害２級以上の身体障 害者（児） ただし、原則として 学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用 し得るもの（手すりをつける ことができること・取替えに 当たり住宅改修を伴うものを 除く）	便器のみ 4,450 円 手すり 5,400 円 便器（手すり付き） 9,850 円	8 年
	T字状・棒状 のつえ	平衡機能障害又は下 肢若しくは体幹機能 に障害を有する身体 障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用 し得るもの	4,460 円	3 年
	移動・移乗支 援用具	平衡機能又は下肢若 しくは体幹機能に障 害を有する身体障害 者（児）で、家庭内の 移動等において介助 を必要とする者（児）	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等であ ること 身体障害者（児）の身体機能 の状態を十分踏まえたもので あって、必要な強度と安定性 を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作 の補助、移乗動作の補助、段差 解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く	60,000 円	8 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）又は、重度、最重度の知的障害者（児）等で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200 円 イ 36,750 円	3 年
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）及び重度、最重度の知的障害者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）	151,200 円	8 年
	火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度、最重度の知的障害者（児）であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の身体障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度、最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
自立生活支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の身体障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの （サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で在宅透析として自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者（児）ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器			56,400 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓機能障害もしくは呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、医師の診断により呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で、視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	視覚障害者用体重計			18,000 円	
	音声式血圧計	視覚障害者２級以上の身体障害者（児）であって医師の診断により日常的に血圧測定が必要な者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	16,800 円	

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
在宅療 養等支 援用具	人工呼吸器 用自家発電 機又は外部 バッテリー	身体障害者手帳の交 付を受けた者（児）で あって、在宅で人工 呼吸器を装着してい るもの	居宅で使用する人工呼吸器に 接続することで、人工呼吸器 の稼働が可能な電力を供給で きるもの（充電器及びインバ ータ含む）。給付は自家発電機 又は外部バッテリーのいずれ か1種目とする。	100,000 円	5 年
	情報・ 意思疎 通支援 用具	音声機能もしくは言 語機能障害者または 肢体不自由者であっ て発声・発語に著し い障害を有する身体 障害者（児） ただし、原則として 学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を有し、 身体障害者（児）が容易に使用 し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支 援用具	上肢機能障害2級以 上又は視覚障害2級 以上の身体障害者 （児）で、当該アプリ ケーションや入力サ ポート機器を使用し なければパソコンの 操作が困難な方 原則として学齢児以 上の者	障害者向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器やアプリケ ーションソフト 上肢機能障害者（児） 大型又は小型キーボード、 障害者用マウス等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声 化ソフト、視覚障害者（児）用 ワープロソフト等	100,000 円	6 年
	点字ディス プレイ	視覚障害及び聴覚障 害の重度重複障害者 （原則として視覚障 害2級以上かつ聴覚 障害2級）の身体障 害者であって、必要 と認められるもの	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの	383,500 円	6 年
	点字器	視覚障害者であっ て、必要と認められ るもの	視覚障害者が容易に使用し得 るもので、次のとおりとする。 （1） 標準型 ア 画面書真鍮板製 イ 画面書プラスチックス 製 （2） 携帯用 ア 片面書アルミニウム 製 イ 片面書プラスチックス 製	（1） 標準型 ア 10,400 円 イ 6,600 円 （2） 携帯型 ア 7,200 円 イ 1,650 円	標準型 7 年 携帯用 5 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者（児）ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAI SY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者（児）ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
	視覚障害者用読書器	視覚に障害を有する身体障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は印刷物を読みとり音声で読み上げるもの	198,000 円	8 年
	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の身体障害者 なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害者（児）とする ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話器に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	40,000 円	5 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
情報・ 意思疎 通支援 用具	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者（児）であ って、本装置により テレビの視聴が可能 になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障害者（児）用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画面に 出力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者（児）向け緊 急信号を受信するもので、聴 覚障害者（児）が容易に使用し 得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振 動させ、ビニール等の管を 通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を 駆動させ、経皮的に音源を口 腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100 円 電動式 70,100 円	笛式 4 年 電動式 5 年
	点字図書	主に、情報の入手を 点字によっている視 覚障害者（児）	点字により作成された図書	原則、年間6 タイ トル又は 24 巻を 限度とし（点字毎 日除く）、所長が 認める額	—
	視覚障害者 用地上デジ タル対応ラ ジオ	視覚障害 2 級以上の 身体障害者（児）	テレビ音声及び AM/FM 放 送を受信する機能を有し、か つ災害時の緊急放送を受信す るもので、視覚障害者（児）が 容易に使用し得るもの	29,000 円	6 年

種 目		要 件	性 能	基準額	耐用年数 その他
排泄 管理支 援用具	紙おむつ等	3歳以上であって、以下のいずれかに該当する者 ・ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害のある者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	月額 12,000 円	—
	ストマ用装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者で人工膀胱造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの ラテックス製又はプラスチックフィルム製	月額 11,600 円	—
	ストマ用装具（消化器系）	直腸機能障害者で人工肛門造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	月額 8,850 円	—
	収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者 主に脊髄損傷等	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円	1 年
住宅 改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級 3 級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）ただし、学齢児以上の者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	—

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

難病等日常生活用具の種目及び性能

種 目	要 件	性 能	基準額	耐用年数
便器	常時介護を要する人	難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる)	9,850 円 便器 4,450 円 手すり 5,400 円	8 年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
特殊寝台	同上	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000 円	8 年
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おむね次のような機能を有する手すり、スロープであって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000 円	8 年
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
電気式たん吸引器			56,400 円	5 年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000 円	4 年
居宅生活動作補助用具	同上	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	—
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200 円	8 年
訓練用ベッド	下肢は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	性能	限度額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができるもの)	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580 円

ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 円
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円

5 障害福祉サービスについて

1) 障害者総合支援法、児童福祉法による障害福祉サービス

サービスの種類には介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業・障害児発達支援給付・相談支援事業があり、利用するには、市役所での支給申請が必要となります。

サービス利用料の原則1割の自己負担があります。ただし、本人及び配偶者（障害児については世帯）の所得に応じて、負担の上限額が決定されます。（相談支援事業は負担なし）

◎訪問系サービスー在宅で利用する訪問や通所のサービス

種類	サービスの名称		内 容
介護給付	居宅介護	身体介護	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
		家事援助	自宅で調理、洗濯及び掃除などの援助をします。
		通院等介助	病院・公的機関への付き添い介助をします。
		通院等乗降介助	病院への送迎の際、車両への乗降の介助をします。
		同行援護	視覚障害により移動が困難人に外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援助をします。
	重度訪問介護		重度の障害者に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の介助をします。
	行動援護		行動上著しい困難があり、常に介護が必要な人に、必要な介助や外出時の移動の介助をします。
	短期入所（ショートステイ）		短期間、施設へ入所し、入浴や排泄、食事などの介助をします。
訓練等給付	重度障害者等包括支援		介護が必要な程度が非常に高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、自宅や職場訪問を行い、課題解決に向け指導、助言等の支援をします。
	自立生活援助		障害者支援施設やグループホームを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、定期的な自宅訪問を行い、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助をします。

◎居住系サービスー入所施設等で住まいの場としてのサービス

種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害を有する障害者につき、居室を利用せるとともに、日常生活等に関する相談や支援を行います。

◎日中活動系サービスー入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

種類	サービスの名称	内 容
介護 給付	療養介護	医療の必要な障害者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などをします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、施設で入浴や排泄、食事の介護などを提供します。
訓練 等 給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練をします。

◎地域生活支援事業に関するサービス

種類	サービスの名称	内 容
地域 生活 支 援 事 業	移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児が、公的機関、冠婚葬祭、買い物や余暇活動等、社会参加のために外出する際、ガイドヘルパーを派遣し、移動を支援します。(病院への外出は除く)
	日中一時支援	障害者・児を対象に、短期入所実施施設において一時的（宿泊を伴わない）に入浴や排泄、食事などの介助、活動の場を提供します。

◎障害児発達支援に関するサービス

種類	サービスの名称	内 容
障害 児 通 所 給 付	児童発達支援	未就学の障害児で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	未就学の障害児で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
	放 課 後 等 デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）へ就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

◎相談支援事業に関するサービス

事業名	内 容
計画相談支援	・サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともにサービス等利用計画の作成を行います。 ・継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する 18 歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。 ・地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

2) 障害者福祉サービスの利用のしかた

①支給申請 ↓	必要なサービスを障害福祉課へ支給申請を行います。 現在の生活や障害の状況について調査（アセスメント）をします。 障害福祉サービスの利用に当たっては、「サービス等利用計画案」または「セルフプラン」の提出が必須となります。
②審査・判定 ↓	調査の結果をもとに審査・判定が行われ、障害支援区分を認定、サービス等利用計画案（セルフプラン）により必要なサービスを決定し、市より受給者証が交付されます。 (障害区分の認定が不要な場合もあります。)
③事業者・施設と契約 ↓	利用者は選択した事業者・施設との間でサービス利用に関する契約を結びます。 ※各サービスを提供する事業所については、お問い合わせください。
④サービスの利用	利用者は事業者・施設に受給者証を提示してサービスを利用します。

申請手続きに必要なもの ●障害者手帳（所持している人）

●対象疾患のわかる証明書（診断書又は指定難病(特定疾患)受給者証等）※対象となる疾病についてはお問い合わせください。

<問い合わせ先> 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252

6 その他の障害福祉サービスについて

サービスの名称	対象者	サービスの内容	手続き（窓口）
手話通訳者・ 要約筆記者の派遣 ＜地域生活支援事業＞	聴覚、音声・言語機能に障害を持つ人（身体障害者手帳を所持）及びその人との意思疎通を図ることを必要とする人	コミュニケーションの手段として、手話通訳や要約筆記が必要な場合、登録通訳者・要約筆記者を派遣します。	*派遣依頼は原則一週間前までに ＜手話通訳指導員＞ 障害福祉課 障害福祉係 Fax 480-2134
精神障害者等 地域活動支援センター ＜地域生活支援事業＞	精神障害者等	地域で生活する精神障害者等に創作的活動や交流、仲間づくりの場を提供し、社会参加の促進を図ります。	*事前登録が必要 可否決定後に利用 ＜泉南フレンド＞ TEL 485-1553
機能訓練事業	運動発達に遅れのある障害児（者）	日常生活動作の維持向上を促すため、理学療法士・作業療法士等による相談・指導・住宅改修・器具・装具・介助方法などについて、相談に応じます。	*事前登録が必要 可否決定後に利用 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252
訪問指導	40歳以上65歳未満の市民で必要な人	保健師が訪問し、健康管理や療養上の世話について、助言や各種サービスの紹介を行います。	*希望される場合は直接もしくは電話で ＜保健センター＞ TEL 482-7615
自立生活支援事業	*身体障害者（児） *知的障害者（児）	地域社会で可能な限り自立して、日常生活や社会生活を営めることを目的に、調理・入浴実習や宿泊訓練、また快適に暮らせるための情報提供や自立にむけての勉強会を行います。 〔実施施設〕 デイセンター泉南 TEL 483-3082	*事前登録が必要 （印鑑、身体障害者手帳・療育手帳、写真） 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252

サービスの名称	対象者	サービスの内容	手続き（窓口）
泉南市知的障害者 在宅生活支援事業 本人の会活動 （ちゃおの会）	在宅の知的障害者	社会参加のきっかけづくり、余暇活動の提供、自立に向けて、様々な行事を開催しています。 ※行事に向けての話し合い、外出、クリスマス会など参加者が中心となって、活動しています。	＊事前登録が必要 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252
泉南市精神障害者 生活訓練事業 （グループワーク）	在宅の精神障害者	グループワークを通じて社会参加の機会を増やし、仲間づくりやスタッフとの交流の場を提供します。	障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者で、家族等の介護のみでは入浴することが困難な者（介護保険対象者除く）	対象者の居宅に移動入浴車が訪問し、浴槽を提供して行う入浴のサービスに対して助成します。	＊事前登録が必要 可否決定後に利用 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252

当事者団体	内 容	問合せ先
泉南市身体障がい者福祉会	本市在住の身体障害者手帳所持者の団体で、相互に親睦を図り、身体障害者福祉の向上を目的に活動しています。	※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。
泉南市障害者（児）親の会	本市在住の療育手帳所持者の家庭による団体で、相互に親睦を図り、知的障害者福祉の向上を目的に活動しています。	※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。
泉南のぞみ会	精神障害者を家族に持つ人たちの悩みを分かち合い、共通の願いを実現するためにつくられた家族のための組織です。	地域活動支援センター泉南フレンド内 電話：072-485-1553

7 医療費の助成について

1) 重度障害者に対する医療費の助成

重度障害者に対して、重度障害者医療証を発行しています。
受診された保険診療の自己負担の一部を助成しています。

- 対象者 ①身体障害者手帳が1級及び2級の人
②療育手帳が重度（A）の判定を受けた人
③身体障害者手帳を所持し療育手帳の中度（B1）の判定を受けた人
④精神障害者保健福祉手帳1級所持者
⑤指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害基礎年金1級または特別児童扶養手当1級該当者
①～⑤いずれかであって、国民健康保険または社会保険、後期高齢者医療保険に加入されている人
※対象者の所得制限あり（例：本人所得472万1千円※ 単身の場合）

- 申請手続きに必要なもの ●身体障害者手帳または療育手帳・・・①～③に該当する人
●精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・④に該当する人
●指定難病（特定疾患）受給者証、年金証書等・⑤に該当する人
●健康保険証

<問い合わせ先> 障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252

2) 自立支援医療

1. 更生医療・育成医療

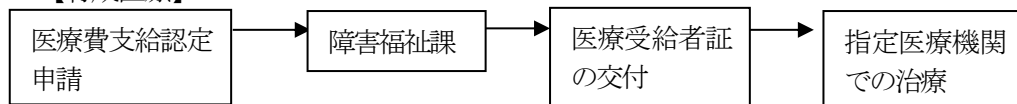
身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするために医療が必要なときは、成人の場合は更生医療、児童の場合は育成医療が、更生医療指定医療機関（育成医療指定医療機関）で受けられる場合があります。

原則として医療費の一割と入院時の食費（標準負担額）が自己負担となります。1割負担については、所得の状況等に応じて上限額が設けられています。ただし、所得が一定以上の人は、公費負担の対象外になります。

●申請手続き

【更生医療】対象者は手帳所持者で大阪府障がい者自立相談支援センターの判定が必要です。

【育成医療】



- 申請手続きに必要なもの ●自立支援医療費支給認定申請書
●更生医療（育成医療）意見書、医療費用明細表
●身体障害者手帳 ●健康保険証（同一保険加入者全員分）

<問い合わせ先> 障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252

2. 精神通院医療

精神疾患の治療のために医療が必要なときは、精神通院医療が指定医療機関で受けられる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

<問い合わせ先> 障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252

8 社会生活の充実について

1) 声の広報

視覚障害者のために音訳CDによる「声の広報」を作成し、希望者に貸出しています。

＜問い合わせ先＞ ふるさと戦略課 TEL 483-0001（代表）

2) 手話講習会

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる手話奉仕員・手話通訳者の養成を行っています。

＜問い合わせ先＞ 障害福祉課 TEL 483-8252 Fax 480-2134

3) 点字講習会

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する人を対象に点訳の指導を行うことにより、点訳ボランティアの養成を行っています。

＜問い合わせ先＞ あいぴあ泉南 TEL 485-0707

4) あいぴあ一般浴室の利用

60歳以上の市民の人、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている市民の人、母子(寡婦)・父子家庭の人は、あいぴあ利用証の発行を行い、一般浴室を100円でご利用いただけます。それ以外の人は360円。

申請に必要なもの ●身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ●印鑑

＜問い合わせ先＞ あいぴあ泉南 TEL 485-0707

5) 泉南市立図書館の利用

図書館には、点字による各省庁からのお知らせや点字新聞、拡大読書器などを設置しています。

また、大きな活字の本、点字絵本、録音図書（広報せんなん音読CD、文芸CD、字幕付きDVD等）などの無料貸出も行っています。貸出は、おひとり20点、期間は1ヶ月間までで、予約、リクエストもできます。

なお、障害者（視覚）手帳1級、2級を所持している人は、郵送による貸し出しが無料でご利用いただけます。

＜問い合わせ先＞ 泉南市立図書館 TEL 482-7766

6) 郵便による不在者投票

一般の投票、又は不在者投票によっては、選挙権の行使が困難な重度の障害者のために、郵便による不在者投票の制度があります。（要申請）

＜問い合わせ先＞ 市選挙管理事務局 TEL 483-8111

7) 福祉住宅の入居

車椅子常用者世帯や障害者世帯向けに府営住宅の募集を行っています。

＜問い合わせ先＞ 泉佐野管理センター TEL 072-458-2850

8) 無料番号案内（ふれあい案内）→NTT

NTT（日本電信電話株式会社）では、障害者手帳を所持し、下記の条件に該当する人は、事前に届出をして認められれば電話番号案内（TEL 104）の無料案内が受けられます。

詳しいことは、フリーダイヤル0120-104174 NTT西日本（平日9時～17時）へ。

- 身体障害者手帳を所持している人で、次のいずれかの障害がある人

区 分	身体障害者手帳等級
視 覚 障 害	1 ～ 6 級
肢 体 不 自 由 ○上 肢 ○体 幹 ○乳幼児期以前の非進行性脳病変 による運動機能障害	1 ・ 2 級

- 療育手帳を所持している人
- 精神障害者保健福祉手帳を所持している人

9) 自動車運転免許取得費助成

身体障害者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。

対 象 者 ： 泉南市在住の身体障害者手帳所持者で、免許取得により就労等社会活動への参加が認められる人。

助 成 額 ： 免許取得に要した費用の3分の2以内。ただしその額が10万円を超えるときは10万円が限度額です。

申請手続き： 免許取得後6ヶ月以内に以下の書類を窓口に提出してください。

＜申請に必要なもの＞

- 所定申請書（窓口にあります）
- 免許取得に直接要した費用の領収書
- 身体障害者手帳の写し
- 自動車運転免許証の写し

＜問い合わせ先＞ 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252

10) 自動車改造費助成

身体障害者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車改造に要した経費の一部を助成します。ただし、対象者一人につき1車両1回に限りとし、再度の申請に当たっては、助成申請の日から過去5年間に、本事業又は本事業と類似の事業により助成金の交付を受けた人は除きます。

対 象 者： 次の①～④のいずれにも該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②自動車運転免許の交付を受けた人
- ③就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある人
- ④改造助成を行なう月の属する年の前年の所得が当該月の特別障害者手当所得制限限度額を超えない人

助 成 額： 実 費（10万円を限度とします。）

申請手続き： 改造前または改造終了後の6ヶ月以内に、以下の書類を提出してください。

＜申請に必要なもの＞（改造前と後で変わります）

- 所定の申請書（窓口にあります）
- 所定の請求書（窓口にあります）
- 改造にかかる業者の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの）
- 改造にかかる費用が明らかとなる領収書
- 身体障害者手帳
- 自動車運転免許証
- 自動車検査証

＜問い合わせ先＞ 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252 Fax 480-2134

11) 泉南市コミュニティバス割引証の交付について

泉南市在住で障害者手帳を所持している人または70歳以上の人及び65歳以上で運転免許を自主返納された人に対してコミュニティバスの割引証の交付を行なっています。（無料対象の方は必ず割引証の提示が必要）

身体障害者手帳1～3級の人は無料、4～6級の人 は半額の割引証を交付

精神障害者保健福祉手帳1級の人は無料、2～3級の人 は半額の割引証を交付

療育手帳A判定の人は無料、B判定の人 は半額の割引証を交付

その他手帳等保持者にも割引制度あり

年齢が70歳以上の人及び65歳以上で運転免許を自主返納された人は半額の割引証を交付

＜問い合わせ先＞ 環境整備課 TEL 483-9871

※路線バスについては、P35のその他の割引についてをご覧ください。

12) 駐車禁止除外指定車標章（注：標章があっても駐車違反となる場所や駐車方法があります）

下記区分、条件に該当する人は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

（身体障害者）

障 害 の 区 分		障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級から 4 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級

（その他）

区 分	障害の程度
知的障害者	重度（A）
精神障害者	1 級
色素性乾皮症患者	等級指定なし
戦傷病者	等級指定なし

必要書類（参考）

- 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者福祉手帳等
- 健康保険証等本人確認できるもの
- 印鑑（認印）
- その他

*必要書類を事前に確認し、本人もしくは、本人同乗の下、申請してください。

<問い合わせ先> 泉南警察署交通課 TEL 072-471-1234

13) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことができない単身及び高齢者や重度障害者のいる支援が必要な世帯に、家庭ごとに戸口まで収集を行い、日常生活上の見守りを含むサポート等を行います。※対象世帯等、詳細はお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 泉南市清掃課 TEL 072-483-5875

14) 泉南市避難行動要支援者登録

災害発生時に自力での避難が困難な人（避難行動要支援者）が、あらかじめ登録することにより、地域の支援団体（区・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地区福祉委員、社会福祉協議会など）との情報を共有することにより、日常の見守りや災害が発生したときの避難支援活動、安否確認などに役立てます。

＜問い合わせ先＞ 泉南市危機管理課 TEL 072-479-3601 障害福祉課 TEL 072-483-8252

15) 障害年金

障害年金とは、公的年金加入中の病気やケガによって、法に定められた障害の状態になった場合、一定の保険料納付などの要件を満たしている場合に、申請できる制度です。20歳以前から法に定められた障害の状態を有している場合にも申請ができます。※詳細はお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 泉南市保険年金課 TEL 072-483-7792 貝塚年金事務所 TEL 072-431-1122

16) 成年後見制度

認知症や障害などにより判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所が選任した後見人等が、財産管理や身上監護など、本人を法律的に支援する制度です。

＜問い合わせ先＞ 泉南市障害福祉課 TEL 072-483-8252 長寿社会推進課 TEL 072-483-8253

17) 泉南・田尻成年後見総合センター

成年後見制度をより身近に感じられるよう、情報提供や制度の利用を考えている方への相談対応、申立てに関するサポートを行います。また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体をはじめ、行政や地域包括支援センター、相談支援事業所など各関係機関と連携し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

＜問い合わせ先＞ 〒590-0521 泉南市樽井1-8-47（あいびあ泉南内）
泉南・田尻成年後見総合センター TEL 072-447-5524 Fax 072-447-5570

9 税の減免について

1) 自動車税種別割・環境性能割の減免

減免の対象は次のとおりです。詳しくは府税事務所・自動車税事務所までお問い合わせ下さい。

《減免を受けることができる自動車》

身体障害者等の状況	所有（取得）者	運 転 者	使 用 目 的
●18歳以上の軽度の身体障害者	身体障害者本人	身体障害者本人	特に問いません
●18歳未満の身体障害者 ●18歳以上の重度の身体障害者 ●知的障害者 ●重度の精神障害者	障害者本人 又は 生計を一にする人	障害者本人 又は 生計を一にする人	障害者が専ら自動車を日常の生活手段として、事業、通勤通学（通園）、通院のために使用するとき。

注：1 自家用自動車に限ります。

2 減免対象は、軽自動車も含めて1人の障害者に1台に限ります。

3 自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されますので、障害者の人が自動車を4月1日以後に取得された場合は、その年度分の自動車税、種別割は前所有者が納税義務者であるため、減免を受けることができる自動車税種別割は翌年度分からとなります。ただし、自動車税環境性能割の減免は受けることができますので、登録の際に減免申請を行って下さい。

4 生計を一にする人が運転する自動車については、車種・構造等が専ら障害者等のための利用に適したものに限り（例えば、キャンピング車等は、減免されない場合があります）。

<備考>

区 分		重度の障害	軽度の障害
身体障害者	下肢不自由	1級から3級	4級から6級
	体幹不自由	1級から3級	5級
	上肢不自由	1級から3級	4級から6級
	脳原性運動機能障害	1級から4級	5級・6級
	視覚障害	1級から4級	5級・6級
	聴覚障害	2級から4級	6級
	平衡機能障害	3級	5級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸・肝臓、HIV感染による免疫の機能の障害	1級から3級	4級
	音声・言語、そしゃく機能の障害	3級・4級	—
精神障害者（自立支援医療受給者証の交付を受けている人に限る）		1級	—
知的障害者		全 知 的 障 害 者	

減免申請の手続き等

区 分		申請書の提出先	申請書の提出期限	減免対象税目 (減免額)
取得した自動車 を新規	新規取得の登録をしたとき 〔登録の日に減免要件に該当している人〕	寝屋川・和泉・ なにわの各自動車 税事務所	登録の日	自動車税種別割 (申請書が提出された 月の翌月から月割を もって計算した額) 自動車税環境性能割
所有している 自動車	毎年4月1日に減免要件に該当しているとき	住所地を所管する 府税事務所	納期限	自動車税種別割 (年額)
	4月1日後、減免要件に該当することとなったとき		減免要件に該当することとなった日から 60日以内	自動車税種別割 (減免要件に該当することとなった日の属する月の翌月から月割をもって計算した額)

注：1 減免される自動車は、軽自動車を含めて、1人の身体障害者等について1台（自家用自動車）に限ります。

現在すでに自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免を受けている人が新たな自動車又は軽自動車について減免を受けようとする場合は、すでに減免されている自動車又は軽自動車について廃車又は譲渡がなされていなければなりません。

2 自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されます。身体障害者等又は生計を一にする人が、自動車を4月1日以後に取得された場合には、その年度分の自動車税種別割は前所有者が納税義務者であるため、減免を受けることができる自動車税種別割は翌年度分からとなります。

ただし、自動車税環境性能割の減免は受けることができますので、登録の際に減免申請を行ってください。

3 自動車税種別割は総排気量 2.0 リットルを超える自家用乗用車の場合、1.5 リットル超 2.0 リットル以下とみなした場合の税額を限度として減免します。

4 自動車税環境性能割は自家用普通自動車（いわゆる 3 ナンバー）の場合、取得価格 250 万円に税率を乗じた額を限度として減免します。ただし、構造変更を加えられた自動車については、構造変更にあつた費用に税率を乗じて得た額についても減免します。

5 「構造変更」とは、例えば、身体障害者等が利用する場合にあつては車いすを昇降させ、又は固定させる装置等を装着すること、身体障害者等が運転する場合にあつては手動アクセル、手動ブレーキ等を装着することをいいます。

◎ 次年度以降の減免申請手続き

現在、減免を受けている自動車については、11月下旬に府税事務所から減免申請書（継続用）用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、期限までに提出してください。

＜問い合わせ先＞ 自動車税事務所 TEL 0725-41-1327
泉南府税事務所 TEL 072-439-3601

2) 軽自動車税種別割の減免（原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を含む）

障害者自らが使用するか、障害者と生計を一にする人がその障害者のために運転する軽自動車についての軽自動車税種別割が減免されます。詳しくは市税務課までお問い合わせ下さい。

＜問い合わせ先＞ 税務課 市民税係 TEL 483-9031

3) 所得税・住民税等の軽減措置

種 類	内 容		所得控除等
所 得 税	障 害 者 控 除	本人・配偶者・扶養親族が身体障害者手帳3～6級、又は療育手帳B1・B2、又は精神障害者保健福祉手帳2～3級	控除額 27 万円
	特別障害者控除	本人・配偶者・扶養親族が身体障害者手帳1～2級、又は療育手帳A、又は精神障害者保健福祉手帳1級	控除額 40 万円
	同居特別障害者控除	配偶者・扶養親族が身体障害者手帳1～2級、又は療育手帳A、又は精神障害者保健福祉手帳1級かつ同居している人	控除額 75 万円
	小規模企業共済等掛金控除	障害者扶養共済制度の掛金等	所得控除 掛金の金額
住 民 税 (市民税) (府民税)	障 害 者 控 除	(所得税と同じ)	控除額 26 万円
	特別障害者控除	(所得税と同じ)	控除額 30 万円
	同居特別障害者控除	(所得税と同じ)	控除額 53 万円
	小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度の掛金等	所得控除 掛金の金額
	非課税の範囲	前年度の合計所得金額が135万円以下の障害者(令和3年度～、以前は125万円以下)	非 課 税
事 業 税	重度の視覚障害者（失明又は両眼の視力の和が0.06以下の人）が行う、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復等の医業に類する事業		非 課 税
相 続 税	障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合		85歳に達するまでの年数×10万円 (特別障害者の場合は20万円)
贈 与 税	特定障害者が一定の信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権を有することとなった場合の価額のうち、特別障害者の人は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の人は3,000万円まで		非 課 税
<問い合わせ先> 住民税（市・府民税） 市役所税務課 TEL 072-483-9031 事業税 泉南府税事務所 TEL 072-439-3601 所得税・相続税・贈与税 泉佐野税務署 TEL 072-462-3471			

4) 固定資産税の減免

居住用資産(土地・家屋)の所有者が身体障害者手帳(1級～4級まで)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しているとき、状況により減免制度の対象になることがあります。詳しくは税務課までお問い合わせ下さい。

<問い合わせ先> 税務課 固定資産税係 TEL 483-9032

10 その他の割引について

1) 旅客運賃等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の記載（第1種または第2種）により、各種交通の運賃が割引になります。

(1) 鉄道運賃（JR・私鉄）

[内 容]

利用 できる 人		種 類	割 引 率
第 一 種	①単独で利用する場合 〔片道101km以上利用する場合に限る〕	普 通 乗 車 券	5 割 引
	②介助者とともに利用する場合	普 通 乗 車 券 定 期 乗 車 券 回 数 券 急 行 券	本人及び介助者5割引 〔本人が小児定期乗車券の該当者に対しては、介護者に対してのみ5割引〕
第 二 種	①単独で利用する場合 〔片道101km以上利用する場合に限る〕	普 通 乗 車 券	5 割 引
	②介助者とともに利用する場合 〔12歳未満の障害者が、定期乗車券によって利用する場合に限る〕	定 期 乗 車 券	介助者に対して5割引

[対 象 者] 障害者手帳を持っている人

[方 法] JR または各鉄道会社にお問い合わせください。

(2) バス運賃

[内 容]

利 用 す る 人	割 引 率
第1種（身体障害者 知的障害者） 第2種の小児も含む	本人及び介助者 5割引
第2種（身体障害者 知的障害者）	本 人 の み 5 割 引

定期乗車券は3割引

[対 象 者] 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

※精神障害者保健福祉手帳の方は、バス会社へお問い合わせください。

[利用方法] バス運賃支払のときに手帳を提示

※バス会社により割引対象外または手続きが必要な場合があります。

※コミュニティバスについてはP30の12) 泉南市コミュニティバス割引証の交付についてをご覧ください。

(3) 国内航空運賃

[内 容]

	対 象 者
(例) - 身体障害者手帳 - 療育手帳 - 精神障害者保健福祉手帳 手帳を所持している人 注釈：航空会社等により異なります 割引の無い航空会社等もあります	(例) 本人及び介助者1名 (満12歳以上の人に限る) 詳しくは航空会社等にお問い合わせください 注釈：航空会社等により異なります

- ・適用範囲、割引率については、航空会社等によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせ下さい。
- ・割引無し
 (ピーチ航空・ジェットスター・春秋航空日本等)

2) 有料道路通行料金の割引

対象となる車両	割引 利用形態	割引率	利 用 手 続 き
乗用自動車、ライトバン、二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)等、又は身体障害者用輸送車で、本人又はこれと生計を一にする人が所有するもの1台。 ただし、上記の人がこれらの自動車を所有していない場合は、日常的に介護する人が所有するもの1台。 ※いずれの場合も、営業用に使用する自動車は除く。	① 第1種身体障害者又は第1種知的障害 →本人が運転するか家族等介護の人が運転 ② 第2種身体障害者 →本人のみ運転	通 行 料 金 の 50%	●身体障害者手帳 または療育手帳 ●自動車検査証 ●免許証(2種のみ) を持参し窓口で手帳に車両の登録をした上で利用して下さい。 ※料金所では係員に手帳を提示して下さい。 ※必ず登録した車両でご利用下さい。 <ETCをご利用になる場合> ●身体障害者手帳 または療育手帳 ●自動車検査証 ●免許証(2種のみ) ●ETCカード (障害者本人名義のもの) ●ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ証明書等)

※更新・変更の手続きにおいても、新規登録と同様の書類が必要となります。

<問い合わせ先>

(平日午前9時～午後5時)

西日本高速道路株式会社

有料道路ETC割引登録係

TEL 06-6344-8888

TEL 045-477-1233

3) タクシー運賃の割引

府内のタクシー会社（個人タクシー含む）では、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた人がタクシーを利用されたとき、手帳を提示された場合に、タクシー運賃が1割引されます。（有料道路通行料金、駐車料金は割引が適用されません）

※詳しくは、各タクシー会社へ問い合わせ下さい。

4) NHK放送受信料の免除

(1) 免除基準

	全額免除	半額免除 (下記に該当する世帯主が受信契約者の場合)
身体障害者	身体障害者手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を所持している人が世帯主である場合 ・身体障害者手帳を所持していて、障害等級が重度（1級又は2級）の人が、世帯主である場合
知的障害者	知的障害者と判定された人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合（重度以外も対象）	重度の知的障害者（A）と判定された人が、世帯主である場合
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	精神障害者保健福祉手帳を所持していて、障害等級が重度（1級）の人が、世帯主である場合

(2) 受信料免除の手続きについて

- ① 申請書に必要な事項を記入して下さい。（申請書は、NHKまたは障害福祉課にあります。）
- ② 障害福祉課に申請書を提出し、免除事由の証明を受けて下さい。
(半額免除はNHK窓口でも受付しています。)
- ③ 証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）して下さい。
- ④ NHKが免除事由を確認後、折り返し「受理通知書」を送付。
*所得の変動により免除が受けられなくなることがあります。

申請に必要なもの ●身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
●印鑑

<問い合わせ先> NHKふれあいセンター
受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）
ナビダイヤル 0570-077-077 I P 電話等 050-3786-5003 (有料)
F A X 045-522-3044

5) 映画館の割引

大阪興行協会加入の映画館では、券売場で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すれば、割引があります。

＜問い合わせ先＞ 生活衛生同業組合大阪興行協会 TEL 06-6632-3811

6) 携帯電話の割引

携帯電話の基本使用料等の割引サービスを行っています。各携帯電話会社により割引制度が異なりますので、各携帯電話の取扱店舗等へお問い合わせ下さい。

11 各種給付金等について

名称	内 容	支給月	支給制限等	必要なもの	申請先
特別障害者 手当	身体又は精神に著しく重度で永続する障害のため日常生活において、常時介護を要する在宅の 20 歳以上の人	2 月 5 月 8 月 11 月	・所得制限あり ・施設入所者 ・病院等 3 ヶ月以上入院している人	・申請書 ・指定の診断書 ・身体障害者手帳、又は療育手帳 ・本人名義の銀行通帳	障害福祉課 障害福祉係 Tel 447-8889
障害児福祉 手当	身体又は精神に著しく重度で永続する障害のため日常生活において、常時介護を要する在宅の 20 歳未満の人	2 月 5 月 8 月 11 月	・所得制限あり ・施設入所 ・障害を事由とする年金給付を受けている人	・申請書 ・指定の診断書 ・身体障害者手帳、又は療育手帳 ・本人名義の銀行通帳	障害福祉課 障害福祉係 Tel 447-8889
特別児童扶 養手当	中程度以上の身体障害、又は知的障害のため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の児童を養育している家庭	4 月 8 月 11 月	・所得制限あり ・施設入所中の児童 ・児童が障害を事由とする公的年金を受給しているとき	・申請書 ・身体障害者手帳、又は療育手帳又は指定の診断書 ・戸籍謄本の原本 ・請求者の銀行通帳	障害福祉課 障害福祉係 Tel 447-8889
児童扶養手 当	離婚等により父（母）と生計を同じくしていないか、又は父（母）が重度の障害を有する 18 歳未満の児童（又は 20 歳未満で中程度以上の身体障害児）を養育している家庭	5 月 7 月 9 月 11 月 1 月 3 月	・所得制限あり ・施設入所中の児童 ・請求者が公的年金を受給しているとき	・申請書 ・身体障害者手帳、又は療育手帳 ・申請者及び対象児童の戸籍謄本の原本	家庭支援課 子ども給付係 Tel 483-3471
在日外国人 障害者給付 金	昭和 57 年 1 月 1 日（施行日）から外国人に対し国民年金法が適用された際、すでにそれ以前に障害が発生しているため障害基礎年金の支給を受けられない人で、昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれ、施行日前に身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A 判定を受け、施行日現在、外国人登録をし、申請日に引き続き登録している人	3 月 9 月	・所得制限 ・生活保護の受給 ・施設入所者で他の市町村が措置している場合 ・公的年金受給者	・申請書 ・身体障害者手帳、又は療育手帳 ・外国人登録証 ・前年度の所得証明書	障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252
大阪府 重度障害者 在宅生活応 援制度	重度の身体障害（1・2 級）と重度の知的障害（A 判定）をあわせもつ障害者（児）の介護者に対して支給	1 月 4 月 7 月 10 月	・特別障害者 手当受給者 ・施設入所、病院等入院している人	・申請書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・介護者名義の銀行通帳	障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252
大阪府 障害者扶養 共済制度	障害のある人を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度	※詳細は、窓口にてお問い合わせください			障害福祉課 障害福祉係 Tel 483-8252

12 資料

1) 支援学校等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
府立大阪南視覚支援学校	〒558-0023 大阪市住吉区山之内町 1-10-12	06-6693-3471
府立堺聴覚支援学校	〒591-8034 堺市北区百舌鳥陵南町 1 丁	072-257-5471
府立岸和田支援学校	〒596-0825 岸和田市土生町 5-9-1	072-426-3033
府立佐野支援学校	〒598-0021 泉佐野市日根野 375	072-467-2252
府立泉南支援学校	〒590-0522 泉南市信達牧野 40-1	072-485-3801
府立すながわ高等支援学校		072-485-3810
大阪障害者職業能力開発校	〒590-0137 堺市南区城山台 5 丁 1-3	072-296-8311

《その他の連絡先》

連 絡 先	電 話	備 考
※ FAX・電子メールによる緊急通報制度について 泉州南広域消防本部には、『聴覚・音声・言語機能障害者用緊急通報FAXと電子メール』を設置しています。 火災・事故・急病などで緊急通報するときにご利用ください。 <u>ご利用には、事前登録が必要です。</u> また必要に応じ手話通訳者が派遣されます。		登録、問合せは 障害福祉課 障害福祉係 TEL 483-8252
大阪広域水道企業団 泉南水道センター	072-482-6551	FAX : 072-482-1460
泉南警察署	072-471-1234	『ファックス 110 番』 06-6941-1022